

広島県病院事業管理者の職務代理者を定める規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県病院事業管理規程第二号

広島県病院事業管理者の職務代理者を定める規程

(目的)

第一条 この規程は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第十三条第一項に規定する場合における広島県病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の職務を行う上席の職員を定めることを目的とする。

(職務代理者)

第二条 法第十三条第一項に規定する場合において管理者の職務を行う職員は、病院事業局事務部長（以下「事務部長」という。）とする。

第三条 前条の場合において、事務部長に事故があるとき又は事務部長が欠けたときは、病院事業局県立病院課長が管理者の職務を行う。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。